会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年三月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十五日
掲載頁　七十八頁（号外第一二七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月九日
掲載頁　一五七頁（号外第一二二号）

平成三十年三月二十日
北海道札幌市中央区北十二条西二十丁目二番二号　札幌市中央卸売市場
（甲）丸果札幌青果株式会社
代表取締役　勇﨑　恒宏
北海道札幌市中央区北十二条西二十丁目二番二号　（乙）札幌ホクレン青果株式会社
代表取締役　髙橋　守

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年三月十三日
掲載頁　三頁

平成三十年三月二十日
京都市右京区西院東貝川町五九番地三
（甲）ベニス産業株式会社
代表取締役　池田　尚義
大阪府東大阪市新町一七番三号
（乙）株式会社東栄
代表取締役　池田　尚義
京都市右京区西院東貝川町五九番地三
（丙）株式会社スター
代表取締役　池田　尚義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年二月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月二十五日
掲載頁　四十四頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月十六日
掲載頁　五十六頁（号外第一二九号）

平成三十年三月二十日
大阪市西区北堀江一丁目二一番一九号
（甲）トヨタカローラ大阪株式会社
代表取締役　奥田　正美
大阪市浪速区敷津西一丁目一番二号
（乙）トヨタカローラ浪速株式会社
代表取締役　**眞鍋**　昭夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年二月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十二月二十日
掲載頁　五十六頁（号外第二七六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十二月二十日
掲載頁　六十四頁（号外第二七六号）

平成三十年三月二十日
大阪市北区梅田一丁目八番一六号
（甲）吉本ビルディング株式会社
代表取締役社長　吉本　幸司
大阪市北区梅田二丁目二番二号
（乙）第二吉本ビルディング株式会社
代表取締役社長　吉本　幸司

新設分割公告

当法人は、新設分割により新設する医療法人社団ＯＫＢ（住所東京都小平市小川東町一丁目二一番一四号米沢ビル二階）に対して、当法人のおかべ歯科クリニック事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当法人の社員総会の承認決議は平成二十九年八月二十七日に終了しております。

この分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十日
東京都練馬区光が丘五丁目五番六号光が丘団地一〇一号　医療法人啓妙会
理事長　桑名　啓二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社藤原商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十日
宮城県仙台市若林区連坊二丁目一一番一号　合資会社藤原商店
代表社員　藤原　茂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十日
沖縄県沖縄市松本五丁目八番一号　合資会社松本ゴルフ練習所
代表社員　島袋　芳子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円、資本準備金の額を七億五千万円減少し、それぞれ一億円、三十七万六千七百五十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年三月二十日
掲載頁　三頁

平成三十年三月二十日
東京都江東区東陽五丁目三〇番一三号　株式会社土井製作所
代表取締役　嘉悦　崇

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年四月十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十日
東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号　株式会社リプライオリティ
代表取締役　中山　伸之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十日
東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号　株式会社リプライオリティ
代表取締役　中山　伸之